

長岡市公告第41号

固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（公告）

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項本文及び長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）第81条第1項本文の規定により、令和8年度固定資産課税台帳に登録した土地及び家屋について、固定資産税に係る価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和8年3月2日

長岡市長 磯田達伸

1 縦覧に供する縦覧帳簿

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

令和8年4月1日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

アオーレ長岡税金窓口

長岡市中之島支所地域振興・市民生活課

長岡市越路支所地域振興・市民生活課

長岡市三島支所地域振興・市民生活課

長岡市山古志支所地域振興・市民生活課

長岡市小国支所地域振興・市民生活課

長岡市和島支所地域振興・市民生活課

長岡市寺泊支所地域振興・市民生活課

長岡市栃尾支所地域振興・市民生活課

長岡市与板支所地域振興・市民生活課

長岡市川口支所地域振興・市民生活課